

静岡県告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年5月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 解除に係る保安林の所在場所
富士市鮫島字西浜添521の7
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため